

各都道府県 社会福祉統計主管部（局）長 殿

厚生労働省統計管理官
（人口動態・保健社会統計担当）
（公 印 省 略）

令和7年介護サービス施設・事業所調査（詳細票及び利用者票）の実施について（協力依頼）

介護サービス施設・事業所調査についてかねてより御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本調査の実施については、「令和7年介護サービス施設・事業所調査の実施について（通知）」（令和7年3月24日付政統発0324第1号）により各都道府県知事あて通知したところですが、10月1日の調査実施に向け、9月下旬より調査対象施設・事業所（以下「施設・事業所」という。）へ調査票（詳細票及び利用者票）を郵送する予定です。

つきましては、施設・事業所の皆様に本調査の趣旨を御理解いただき、回答内容の正確性及び回収率の向上に資するため、下記のとおり御協力いただけるようお願い申し上げます。

記

【御協力いただきたい内容（一例）】

- 調査期間中、貴都道府県ホームページから本調査ホームページ（調査への協力依頼）へのリンクを設定し、周知を図る。

URL：<https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/fukushikaigochousa.html>

※8月中旬までに令和7年調査内容に更新予定。

- 施設・事業所担当者へ連絡の機会がある場合に協力要請を行う。
- 市区町村担当者に対して、本調査の実施について周知を行う。

【その他】

- 調査スケジュール等については、別紙参照。
- 周知の際には、本調査のリーフレット（別添）を御活用ください。

【連絡先】

担 当：社会統計室介護統計第一係
電 話：03-5253-1111（内線7567）
03-3595-3107（ダイヤルン）
E-mail：kaigo123@mhlw.go.jp

(別紙)

1. 厚生労働省ホームページ（介護サービス施設・事業所調査／協力依頼）URL

<https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/fukushikaigochousa.html>

注：8月中旬までに令和7年調査内容に更新予定

2. 調査事務局

(ア) 名称

厚生労働省 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査 事務局

(略称名：厚生労働省福祉・介護施設調査事務局)

(イ) 開設期間

令和7年9月24日（水）～12月26日（金）

月曜～金曜（祝日を除く）10～18時

(ウ) 連絡先

0120-577-714（通話料無料）

※ご連絡の際は、電話番号をお確かめの上、お掛け間違いのないようご注意ください。

(エ) 委託事業者

株式会社インテージ

3. 今後の主な調査スケジュール（予定）

- ◆ 9月24日：調査事務局（委託事業者内）開設
- ◆ 9月下旬：5月名簿分施設・事業所への調査票（詳細票及び利用者票）の発送
- ◆ 10月1日：調査日
- ◆ 10月17日：5月名簿分施設・事業所の調査票（詳細票及び利用者票）回答期限
- ◆ 11月中旬：10月名簿分（※）施設・事業所への調査票（詳細票）の発送
※ 基本票調査における新規（5月2日～9月30日事業開始）分
- ◆ 12月5日：10月名簿分施設・事業所の調査票（詳細票）回答期限
- ◆ 12月26日：調査事務局問い合わせ対応終了

※ 上記は施設・事業所に対する調査（詳細票及び利用者票）に関するスケジュールであり、貴都道府県に対する調査（基本票）については、別途、8月下旬に依頼させていただく予定です（10月上旬、提出締め切り予定）。

各都道府県知事 殿

厚生労働省政策統括官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)
(公印省略)

令和7年介護サービス施設・事業所調査の実施について（通知）

介護サービス施設・事業所調査につきましては、これまで種々御配意をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本年においても、下記のとおり同調査を実施いたしますので、調査の円滑な実施に格別の御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 調査の目的・必要性

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

調査結果は、重要な政策の立案・実施・評価のための基礎資料として活用されており、例えば、

- 社会保障審議会介護保険部会における介護保険制度の見直しに関する参考資料等
 - ・ 介護保険3施設における入所者・退所者の状況
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001119107.pdf#139>
- 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき都道府県・市町村が策定する介護保険事業（支援）計画における在宅医療・介護連携の推進等への取組を支援するために提供される「地域包括ケア「見える化」システム」掲載の指標
<https://mieruka.mhlw.go.jp/>
- 介護人材確保の取組に向けた介護職員の必要数推計の基礎資料
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41379.html
- 医療法（昭和23年法律第205号）に基づき都道府県が策定する医療計画における在宅医療の体制構築等への取組を支援するために提供される「医療計画作成支援データブック」掲載の指標

などが挙げられる。

2 調査の対象及び客体

(1) 基本票

都道府県を対象とし、別記に掲げる施設・事業所の全数を把握する。

(2) 詳細票

基本票で把握した全国の施設・事業所を対象とし、訪問介護、通所介護、居宅介護支援、介護予防支援については、サービス、都道府県及び事業所の規模（通所介護はサービス及び都道府県）を層として層化無作為抽出した事業所

(新設事業所については、全ての事業所)、それ以外については全数を客体とする。

(3) 利用者票

①介護保険施設利用者一覧票

全国の介護保険施設の入所者を対象とし、介護老人福祉施設、介護老人保健施設については、無作為抽出により抽出した施設における令和7年9月末の在所者のうち出生月が偶数の者を客体とする。

介護医療院については、全数の施設における令和7年9月末の在所者のうち出生月が偶数の者を客体とする。

②介護保険施設利用者個票

全国の介護保険施設の入所者を対象とし、介護老人福祉施設、介護老人保健施設については、無作為抽出により抽出した施設における令和7年9月末の在所者のうち出生月が奇数の者及び9月中の退所者の全数を客体とする。

介護医療院については、全数の施設における令和7年9月末の在所者のうち出生月が奇数の者及び9月中の退所者の全数を客体とする。

③訪問看護ステーション利用者一覧票

全国の訪問看護ステーションの利用者を対象とし、無作為抽出により抽出した事業所における令和7年9月中の利用者のうち出生月が偶数の者を客体とする。

④訪問看護ステーション利用者個票

全国の訪問看護ステーションの利用者を対象とし、無作為抽出により抽出した事業所における令和7年9月中の利用者のうち出生月が奇数の者を客体とする。

3 調査の期日

令和7年10月1日現在

4 調査の事項

次の調査票に掲げる事項とする。

(1) 基本票

- ①施設基本票(別紙1-1)
- ②事業所基本票(別紙1-2)

(2) 詳細票

- ①介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票(別紙2-1)
- ②介護老人保健施設票(別紙2-2)
- ③介護医療院票(別紙2-3)
- ④訪問看護ステーション票(別紙2-4)
- ⑤居宅サービス事業所(福祉関係)票(別紙2-5)
- ⑥地域密着型サービス事業所票(別紙2-6)
- ⑦居宅サービス事業所(医療関係)票(別紙2-7)

(3) 利用者票

- ①介護保険施設利用者一覧票(別紙3-1)
- ②介護保険施設利用者個票(別紙3-2)
- ③訪問看護ステーション利用者一覧票(別紙3-3)
- ④訪問看護ステーション利用者個票(別紙3-4)

5 調査の実施体制

- (1) 基本票は、厚生労働省が、都道府県に対して調査を行う。
- (2) 詳細票及び利用者票は、厚生労働省が、調査に関する事務を民間事業者に委託して行う。
- (3) 都道府県は、それぞれの区域内の調査対象施設・事業所について、「令和7年介護サービス施設・事業所調査 調査対象名簿」の作成等、円滑な調査の実施に向け、必要な業務を行う。

6 調査の方法

- (1) 基本票は、厚生労働省から都道府県にオンラインにより調査票を配布し、各担当者が入力する。
- (2) 詳細票及び利用者票は、都道府県により更新された「令和7年介護サービス施設・事業所調査 調査対象名簿」を基に、民間事業者から施設・事業所に配布し、各管理者が記入する。

また、令和4年調査から、回答者（施設・事業所）の負担を軽減するため、詳細票において、介護サービス情報の公表制度の情報（介護保険法第115条の35第1項の規定に基づき介護サービス事業者が都道府県知事に報告し、同条第2項の規定に基づき当該報告の内容を都道府県知事が公表するもの。以下「公表制度情報」という。）を活用している。

具体的には、従事者数など公表制度情報から得られる情報について、あらかじめ詳細票に印字の上配布し、施設・事業所においてその内容を確認・修正する方法により調査を実施している。

なお、印字に必要な情報は厚生労働省内で共有するため、この方法を実施するに当たり貴職に新たに業務を依頼するものはない。

7 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）が行い、調査結果は速やかに公表する。

調査対象施設・事業所

【介護保険施設】

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

【介護予防サービス事業所】

介護予防訪問入浴介護事業所、介護予防訪問看護ステーション、介護予防通所リハビリテーション事業所、介護予防短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所療養介護事業所、介護予防特定施設入居者生活介護事業所、介護予防福祉用具貸与事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所

【地域密着型介護予防サービス事業所】

介護予防認知症対応型通所介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

【介護予防支援事業所】

介護予防支援事業所

【居宅サービス事業所】

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護ステーション、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所

【地域密着型サービス事業所】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）事業所、地域密着型介護老人福祉施設

【居宅介護支援事業所】

居宅介護支援事業所